各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·政令指定都市消防長

消防庁予防課長

令別表第一の改正に伴う消防法令の運用についての一部改正について

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(2)項ハ及び(5)項イ等については、「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について」(平成15年2月21日付け消防予第55号。以下「55号通知」という。)により運用願っているところですが、「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成20年政令第215号)により令別表第一(2)項ニが追加され、これまで令別表第一(2)項ハとして区分されてきた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち一部が令別表第一(2)項ニとして区分されることとなったことから、55号通知の一部を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助 言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 55号通知「記第1 令別表第一(2)項ハに関する事項」の一部改正 記2(2)中「及び(1)エに掲げる店舗型電話異性紹介営業」を削る。
  - 記2(3)中「アダルトショップ(令別表第一(4)項)」の下に「、テレフォンクラブ及び個室ビデオ(令別表第一(2)項ニ)」を加える。
    - 記2(4)ウ(ア)中「又はその映像」及び「個室ビデオ」を削る。
    - 記2(5)を削り、(6)を(5)に、(7)を(6)に、(8)を(7)に改める。
- 2 55号通知「記第2 令別表第一(5)項イに関する事項」の一部改正 記2(2)中「令別表第一(6)項イ(病院、診療所又は助産所)」を「令別表第一 (2)項ニ(カラオケボックス等)、令別表第一(6)項イ(病院、診療所又は助産所)」 に改め、「対応することで十分であり、」の下に「特に(2)項ニについては、その建

物構造等に伴う特殊性及び危険性を踏まえた防火安全対策が必要であり、」を加える。

## 3 その他

- (1) 上記1及び2の改正部分の運用は、平成20年10月1日から施行する。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

担当

消防庁予防課

鳥枝、氏家

電話:03-5253-7523

FAX:03-5253-7533

「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について」(平成15年2月21日付け消防予第55号)の一部を次のように改正する。

改 正 前

消防予第 55号 平成15年2月21日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

令別表第一の改正に伴う消防法令の運用 について

消防法施行令(昭和36年政令第37号。 以下「令」という。)の一部を改正する 政令の施行については、「消防法施行令 の一部を改正する政令等の施行につい て」(平成14年8月2日消防予第227号 及び消防安第35号)により通知したとこ ろですが、令別表第一の運用に際しては、 下記事項に留意の上、その適正を期され るようお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対して もこの旨周知されるようお願いします。

記

- 第1 令別表第一(2)項ハに関する事項
  - 令別表第一(2)項ハについての基本的な考え方について

(略)

2 令別表第一(2)項ハ「風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法 律(昭和23年法律第122号。以下「風 営法」という。)第2条第5項に規 定する性風俗関連特殊営業を営む店 舗」の取扱いについて 各都道府県消防主管部長 殿

改

消防庁予防課長

正 後

消防予第 55号

平成 15 年 2 月 21 日

令別表第一の改正に伴う消防法令の運用 について

消防法施行令(昭和36年政令第37号。 以下「令」という。)の一部を改正する 政令の施行については、「消防法施行令 の一部を改正する政令等の施行につい て」(平成14年8月2日消防予第227号 及び消防安第35号)により通知したとこ ろですが、令別表第一の運用に際しては、 下記事項に留意の上、その適正を期され るようお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対して もこの旨周知されるようお願いします。

記

- 第1 令別表第一(2)項ハに関する事項
  - 1 令別表第一(2)項ハについての基本的な考え方について

(略)

2 令別表第一(2)項ハ「風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法 律(昭和23年法律第122号。以下「風 営法」という。)第2条第5項に規 定する性風俗関連特殊営業を営む店 舗」の取扱いについて

- (1) (略)
- (2) (1)に掲げるもののうち、令別表第一(2)項ハに規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に(1)アに掲げる店舗型性風俗特殊営業及び(1)エに掲げる店舗型電話異性紹介営業がこれに該当するものであること。
- (3) 店舗型性風俗関連特殊営業の うち、ソープランド(令別表第一 (9)項イ)、ストリップ劇場(令別 表第一(1)項イ)、ラブホテル及び モーテル(令別表第一(5)項イ)、 アダルトショップ(令別表第一(4) 項)

等、

既に令別表第一(1)から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、令別表第一(2)項ハとして取り扱わないものであること。

(4) 店舗型性風俗特殊営業とは、次のアからカまでに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。

## ア・イ (略)

ウ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同

- (1) (略)
- (2) (1)に掲げるもののうち、令別表第一(2)項ハに規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に(1)アに掲げる店舗型性風俗特殊営業

\_\_\_\_\_がこれに該当するもの であること。

- (3) 店舗型性風俗関連特殊営業の うち、ソープランド(令別表第一 (9)項イ)、ストリップ劇場(令別 表第一(1)項イ)、ラブホテル及び モーテル(令別表第一(5)項イ)、 アダルトショップ(令別表第一(4) 項)、テレフォンクラブ及び個室 ビデオ(令別表第一(2)項ニ)等、 既に令別表第一(1)から(14)項ま でに掲げる各用途に分類されてい るものについては、令別表第一(2) 項ハとして取り扱わないものであ ること。
- (4) 店舗型性風俗特殊営業とは、次のアからカまでに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。

## ア・イ (略)

ウ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同

- じ。)として、次の(ア)から (ウ)までに掲げる風営法施行 令(昭和59年政令第319号。 以下「風営令」という。)で定 めるものを経営する営業(風営 法第2条第6項第3号に規定 するもの)
- (ア) ヌードスタジオその他 個室を設け、当該個室におい て、当該個室に在室する客 に、その性的好奇心をそそる ため衣服を脱いだ人の姿態 又はその映像を見せる興行 の用に供する興行場(風営令 第2条第1号に規定するも の)

(具体例) ヌードスタジオ、個室ビデオ

(イ)・(ウ) (略)

エ~カ (略)

(5) 店舗型電話異性紹介営業とは、 店舗を設けて、専ら、面識のない 異性との一時的の性的好奇心を満 たすための交際(会話を含む。) を希望する者に対し、会話(伝言 のやり取りを含むものとし、音声 によるものに限る。)の機会を提 供することにより異性を紹介する 営業で、その一方の者からの電話 による会話の申込みを電気通信設 備を用いて当該店舗内に立ち入ら せた他の一方の者に取り次ぐこと によって営むもの (その一方の者 が当該営業に従事する者である場 合におけるものを含む。)をいう。 (風営法第2条第9項に規定する もの)

<u>(具体例)テレフォンクラブ</u>

- じ。)として、次の(ア)から (ウ)までに掲げる風営法施行 令(昭和59年政令第319号。 以下「風営令」という。)で定 めるものを経営する営業(風営 法第2条第6項第3号に規定 するもの)
- (ア) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号に規定するもの)

(具体例)ヌードスタジオ

(イ)・(ウ) (略)エ~カ (略)

- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- 第2 令別表第一(5)項イに関する事項
  - 1 令別表第一(5)項イの基本的な考 え方について

(略)

- 2 令別表第一(5)項イ「その他これら に類するもの」の取扱いについて
  - (1) (略)
  - (2)

令別表第一(6)項イ (病院、診療所又は助産所)、同 項口(老人福祉施設、有料老人ホ ーム等)、令別表第一(9)項イ(蒸 気浴場、熱気浴場等)、令別表第 ー(11)項(神社、寺院、教会等) 等は、副次的に宿泊の用に供する 施設を有する場合もあるが、それ ぞれの用途としての火災危険性に 着目して対応することで十分であ

令別表第一(5)項イが対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物としては取り扱わないこと。ただし、寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、令別表第一(5)項イとして取り扱うべき場合もあること。

第3 (略)

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- 第2 令別表第一(5)項イに関する事項
  - 1 令別表第一(5)項イの基本的な考 え方について

(略)

- 2 令別表第一(5)項イ「その他これら に類するもの」の取扱いについて
  - (1) (略)
  - (2) 令別表第一(2)項ニ (カラオケ ボックス等)、令別表第一(6)項イ (病院、診療所又は助産所)、同 項口(老人福祉施設、有料老人ホ ーム等)、令別表第一(9)項イ(蒸 気浴場、熱気浴場等)、令別表第 一(11)項(神社、寺院、教会等) 等は、副次的に宿泊の用に供する 施設を有する場合もあるが、それ ぞれの用途としての火災危険性に 着目して対応することで十分であ り、特に(2)項ニについては、その 建物構造等に伴う特殊性及び危険 性を踏まえた防火安全対策が必要 であり、令別表第一(5)項イが対象 とする不特定多数の者が利用する 施設とは性格が異なることから、 原則として令別表第一(5)項イに 掲げる防火対象物としては取り扱 わないこと。ただし、寺院の宿坊 等であって不特定多数の者が利用 しており、かつ、当該用途部分の 独立性が強く、専らその用に供さ れている場合は、令別表第一(5) 項イとして取り扱うべき場合もあ ること。

第3 (略)